

静 情 審 第 3 2 号
平成15年 9 月16日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会長 小 野 森 男

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成14年 1 月17日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

短期大学附属研究所の所員名簿の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第113号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事が非開示とした 短期大学附属 研究所所員名簿のうち、次の部分は開示すべきである。

- (1) 氏名、職名及び専門分野。ただし、客員として在籍する所員のうち 短期大学附属 研究所（以下「研究所」という。）が平成5年に作成した広報用パンフレット（以下「パンフレット」という。）に掲載されていない者及び事務局職員の氏名を除く。
- (2) 客員として在籍する所員の勤務先等の名称、郵便番号、所在地、電話番号及びファクシミリ番号（以下「勤務先等に関する情報」という。）であって、パンフレットに掲載された勤務先等に係るもの
- (3) 客員として在籍する所員以外の所員（以下「正員として勤務する所員」という。）の勤務先等に関する情報
- (4) 名簿の様式

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成13年10月18日、異議申立人は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、静岡県知事(以下「実施機関」という。)に対し、「 短大附属 研究所の所員名簿（平成5年度～平成11年度）」の開示を請求した。
- (2) 実施機関は、この開示請求に対応する公文書として、平成5年度から平成11年度までの 短期大学附属 研究所所員名簿(以下「本件公文書」という。)を特定した。
- (3) 平成13年11月1日、実施機関は、平成5年度 短期大学附属 研究所所員名簿に記載された所員55人分の情報のうち、39人分の氏名及び職名については開示し、その他の部分（以下「本件非開示部分」という。）について条例第7条第2号及び第3号に該当するとの理由で非開示とする旨の一部開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、異議申立人に通知した。
- (4) 平成13年12月30日、異議申立人は、本件処分を不服として行政不服審査法第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成14年1月4日、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち非開示とした部分を取り消し、本件公文書の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書等で主張している異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 条例第7条第2号(個人情報)ただし書アについて
次の理由により、本件非開示部分のうち所員の氏名及び専門分野は、条例第7条第2号ただし書アに該当する。

ア 公的存在である学校法人は、附属の研究機関等を含めその構成員に関する情報を公開することが一般的であること。

イ 研究所は静岡県から環境調査を受託し多額の委託料を受領しているが、研究所が期待される調査能力を保有しているか否かを県民が判断する材料として、その構成員の氏名及び専門分野は必要不可欠な情報であること。

ウ 平成5年度 短期大学附属 研究所所員名簿に記載された所員39人分の氏名及び職名を開示したのに、6年度以降分について開示しない合理的理由がないこと。

(2) 条例第7条第3号(事業活動情報)について

次の理由により、本件非開示部分は、条例第7条第3号に該当しない。

ア 実施機関は、所員の氏名や専門分野を開示すると、どのような因果関係でどのような競争上の地位又は正当な利益を害するおそれがあるのか具体的に説明していないこと。

イ 名簿掲載者の中に研究所に所属していることを公にされることを望まない者が含まれているというだけでは、条例第7条第3号には該当しないこと。

ウ 研究所は、所員の氏名等をパンフレットに掲載し、一般に周知させていること。

4 実施機関の主張要旨

本件処分に係る実施機関の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号(個人情報)について

本件公文書には所員の氏名、住所等の情報が記載されており、これらの情報は条例第7条第2号本文の特定の個人を識別することができるものに該当する。また、これらの情報は、パンフレットに掲載された平成5年度当時の所員の氏名及び職名を除き、ただし書のいずれにも該当しない。

(2) 条例第7条第3号(事業活動情報)について

本件公文書に記載された情報は、研究所の人的ネットワークを示す内部情報であり研究所を運営していく上での財産又はノウハウに当たること、また、名簿掲載者の中には研究所に所属していることを公にされることを望まない者が含まれていることであるから、これらの情報を開示することにより、今後の所員の確保が困難になり研究所の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

5 参加人の主張要旨

本件異議申立てに係る参加人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号(個人情報)について

本件公文書は所員に対する事務連絡用に作成した内部文書であり、所員のプライベートな情報が記載されている。

研究所の調査能力は公表されている紀要等により判断されており、研究所においては、広報活動や受託業務獲得のために所員の名簿を公にしたことはなく、公にするこ

とも予定していない。また、本件公文書に記載された研究者は、給与の支払対象とはなっておらず、教育関係職員録に記載する必要のある学校法人の職員とは立場が異なるものである。

客員として在籍する所員の研究所とのかかわり方は、実際に調査に参加する者、助言をもらうのみの者、研究所の設立趣旨に賛同しその一員となっはいるが普段は民間企業等に勤務し研究所が行う研究活動に直接参加することのない者など各々で異なっている。その中には、氏名等を公にしないことを前提に参加している者が含まれており、本件公文書を開示することにより、これらの者に多大な迷惑を掛けることとなる。

(2) 条例第7条第3号（事業活動情報）について

上記のとおり、客員として在籍する所員の中には、氏名等を公にしないことを前提に参加している者が含まれていることから、本件公文書を開示することにより、研究所とこれらの者との信頼関係が傷つけられることとなり、今後の研究所の活動に多大な支障が生ずることとなる。本件公文書が開示されるか否かは、研究所の存続にかかわる問題である。

さらに、本件公文書は、実施機関から要請を受けて、所員のプライバシーにかかわる内部資料であるため取扱いに配慮することを確認した上で、提供したものである。仮に、本件公文書が開示されることになれば、研究所にとって心外である。

6 審査会の判断

当審査会は、本件公文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の内容

本件公文書は、実施機関が研究所から取得したものであり、平成5年度から平成11年度までの研究所の所員に関する次の情報が各年度ごとに一覧表形式で記載されている。

ア 氏名、職名及び専門分野

イ 自宅の郵便番号、住所、電話番号及びファクシミリ番号

ウ 勤務先等に関する情報

エ 名簿の様式

なお、専門分野は平成7年度から平成11年度までの 短期大学附属 研究所所員名簿に記載されており、自宅及び勤務先のファクシミリ番号は平成11年度の 短期大学附属 研究所所員名簿にのみ記載されている。

当審査会で本件公文書を見分したところ、上記の情報のうち、名簿の様式については、条例第7条の非開示情報のいずれにも該当しないことが明らかであるので、以下上記アからウまでの情報について条例第7条第2号及び第3号該当性を検討する。

(2) 研究所について

研究所の目的や組織等を定める 短期大学附属 研究所規程（以下「研究所規程」という。）によると、研究所は、自然環境問題に関する産官学との共同研究や地

域社会に対する環境教育の研究指導を推進し、学術研究の向上に寄与するとともに研究成果の社会還元を図ることを目的として、短期大学に附置された施設である。研究所は、この目的を達成するため、地域社会、事業所、行政機関等に対する研究指導や受託研究等の事業を行うこととされている。

研究所規程によると、研究所には教授、助教授、講師、研究員、客員教授等が置かれ、このうち教授、助教授及び講師は学校法人内の大学等の教員が兼任することとされている。

また、研究所は、パンフレットの作成に当たり、所員に対し掲載の可否を書面で確認し、了解が得られた者についてのみ氏名、勤務先等をこれに掲載したとのことである。パンフレットには、氏名を公表することができる所員についてのみ掲載している旨の注意書きが付されている。

(3) 条例第7条第2号(個人情報)該当性

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報として規定している。

しかしながら、同号ただし書の「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。(後略)」のいずれかに該当する情報は、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨を定めている。

本件公文書には、研究所の所員ごとにその氏名、住所等の情報が記載されていることから、これらは一体として条例第7条第2号本文の特定の個人を識別することができるものに該当する。そこで、本件非開示部分について、以下同号ただし書ア該当性を検討する。

ア 氏名、職名及び専門分野

研究所は、その目的の実現に向けて事業を円滑に行う前提として、社会的な信頼を確保することが必要である。そのためには、研究領域や組織に関する情報を積極的に公にすることが求められるところであり、そのことによって、はじめて社会から適正な評価がなされ、ひいては研究所に対する信頼が得られることとなる。特に、研究所にどのような研究者が在籍しているかはその社会的な評価を決定づける最も重要な情報であり、研究者の氏名、職名及び専門分野は、研究所が上記事業を行う以上、公にすることが求められているものというべきである。したがって、所員の氏名、職名及び専門分野は、基本的にはただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものと認められる。

しかし、参加人の主張によると、研究所は、職業として研究活動を行う者のみならず、それぞれの立場で自然環境問題に取り組んでいる市井の研究者も採用することによって、地域で活動する研究者のネットワークを構築することも意図して設立されたものであるという。このため、客員として在籍する所員の中には、研究所の設立趣旨に賛同しその一員となっはいるが普段は民間企業等に勤務し研究所が行う研究活動に直接参加することのない者や、氏名を公表しないことを前提に参加している者も含まれているとのことである。このように、客員として在籍する所員と研究所とのかかわり方は個々様々であることを考慮すると、これを正員として勤務する所員と同様に取り扱うことはできず、客員として在籍する所員については研究所に在籍することのみをもって、その氏名がただし書アに該当するとまではいえない。

ただし、パンフレットには、客員として在籍する所員のうち一部の者についてその氏名が掲載されていることから、これらの者の氏名はただし書アに該当すると認められる。

また、本件公文書には研究所の事務局職員の氏名が記載されているが、これらの者は研究活動に直接従事せず、その氏名はただし書アに該当するとは認められない。

イ 自宅の郵便番号、住所、電話番号及びファクシミリ番号

自宅の郵便番号、住所、電話番号及びファクシミリ番号は、所員の純然たる私生活に関する情報であって研究所の事業とは直接関係がないことから、ただし書アに該当するとは認められない。

ウ 勤務先等に関する情報

当審査会で見分したところ、研究員及び事務局職員については、本件公文書の勤務先等欄に研究所の名称等が記載されているが、研究所に勤務する者の勤務先が研究所であることは当然のことである。また、教授、助教授及び講師についてはその勤務先が学校法人 内の大学等であることは研究所規程から明らかである。したがって、これらの者の勤務先等に関する情報は、ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものと認められる。

一方、研究所には客員として在籍する所員も存在するが、これらの所員の勤務先等に関する情報は、研究所の事業とは直接関係がないものであるから、基本的にはただし書アに該当するとは認められない。

ただし、客員として在籍する所員のうち一部の者については、氏名とともに勤務先等の名称がパンフレットに掲載されていることから、客員として在籍する所員の勤務先等に関する情報であって、パンフレットに掲載された勤務先等に係るものは、ただし書アに該当すると認められる。

(4) 条例第7条第3号(事業活動情報)該当性

条例第7条第3号は、法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の

地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非開示情報として規定している。

本件公文書に記載された情報のうち、上記(3)のとおり条例第7条第2号ただし書アに該当し非開示とすべきとは認められない下記の情報について、以下同条第3号該当性を検討する。

ア 氏名（客員として在籍する所員のうちパンフレットに掲載されていない者及び事務局職員の氏名を除く。）、職名及び専門分野

実施機関は、氏名、職名及び専門分野を開示することにより、他の研究機関から所員を引き抜かれるおそれがあることや、研究所に所属していることを公にされることを望まない所員と研究所との信頼関係が失われることなどから、今後の所員の確保が困難になるとして、研究所の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張する。さらに、参加人は、客員として在籍する所員との信頼関係が傷つけられることとなり、今後の研究所の活動に多大な支障が生ずると主張する。

しかし、これらの情報は、上記(3)アのとおり、そもそも公にすることが予定されている情報であると認められることから、これを開示したとしても、所員の確保が困難になったり、研究所の活動に支障が生ずるとは考えられず、条例第7条第3号アに該当するとは認められない。

また、参加人は、本件公文書は、実施機関から要請を受けて、その取扱いに配慮することを確認した上で提供したものであると主張する。当該主張は、本件公文書に記載された情報が、条例第7条第3号イに該当するとの趣旨を含むものと解されるが、氏名（客員として在籍する所員のうちパンフレットに掲載されていない者及び事務局職員の氏名を除く。）、職名及び専門分野は、上記のとおり、公にすることが予定されている情報であると認められることから、仮に公にしないとの条件が付されていたとしても、当該条件を付することが合理的であるとはいえず、条例第7条第3号イに該当するとは認められない。

イ 客員として在籍する所員の勤務先等に関する情報であって、パンフレットに掲載された勤務先等に係るもの及び正員として勤務する所員の勤務先等に関する情報

これらの情報は、上記(3)ウのとおり、そもそも公にすることが予定されている情報であると認められることから、これを開示したとしても、研究所の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えられず、条例第7条第3号アに該当するとは認められない。

また、これらの情報は、上記のとおり、公にすることが予定されている情報であると認められることから、仮に公にしないとの条件が付されていたとしても、当該条件を付することが合理的であるとはいえず、条例第7条第3号イに該当するとは認められない。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

(別記) 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成14年1月17日	諮問を受けた。	
平成14年4月26日	異議申立人からの意見書及び意見陳述申出書を受け付けた。	
平成15年4月23日	審議、第二部会へ付託	第148回
平成15年5月28日	第二部会において異議申立人及び実施機関の意見を聴取した。 異議申立人からの資料を受け付けた。	第149回
平成15年6月23日	実施機関から参加人の参加について通知を受けた。	
平成15年6月24日	参加人からの意見陳述申出書を受け付けた。	
平成15年6月25日	第二部会において審議	第150回
平成15年7月10日	参加人からの意見書を受け付けた。	
平成15年7月23日	第二部会において参加人の意見を聴取した。 第二部会において審議	第151回
平成15年8月18日	第二部会において審議	第152回
平成15年9月16日	答申案を本会へ報告 審議(答申)	第153回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等(氏名は、五十音順)

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上野 征洋	静岡文化芸術大学 文化政策学部文化政策学科長	第148回、第153回
大村 知子	静岡大学 教育学部教授	第148回、第153回
小野 森男	弁護士	第148回、第153回
田中 克志	静岡大学 人文学部教授	第148回～第153回
矢野 正子	藍野大学設立準備委員	第148回～第153回
山中 崇弘	静岡新聞社 常務取締役	第148回～第153回